

公印省略

4 疾病第 8 4 1 号-2  
令和 5 年 1 月 6 日

介護保険課長 殿

がん感染症疾病対策課長  
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

#### 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方のご遺体の取扱いについて

このことについて、令和 5 年 1 月 6 日付け厚生労働省健康局結核感染症課及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡にて、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が改正されましたのでお知らせします。

つきましては、関係施設・事業所、市町村及び関係団体に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 主な変更点

- 1 ご遺体について、適切な感染対策を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に納める必要がないこと。(ただし、ご遺体の状況(解剖後のご遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合)により納体袋を使用すること。なお、使用する際には、お顔が見える等の配慮をお願いします。)
- 2 通夜、葬儀、火葬、拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、執り行うこと。
- 3 エンゼルケア(死後処置)については、医療従事者等及び遺体等を取り扱う事業者の方には、最期の場面にふさわしい容貌となるように、可能な範囲で配慮をすること。
- 4 濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、オンライン等の手段を活用した葬儀、火葬等への参加をお願いすること。ただし、その方の症状や検査状況等を踏まえつつ、特に基本的な感染対策を徹底することが可能であれば対面での対応も検討すること。

なお、各対応等におけるポイントは、ガイドラインに記載されているので、当該ガイドラインに準じた対応をお願いいたします。